明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二四）　一
○医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇七）　五
○割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）　九
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二三三）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二三四）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二三五）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同二三六）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二三七）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同二三八）　三
○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部を改正する告示（文部科学一〇四）　四
○新潟空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通七八一）　四
○つくばヘリポートの設置許可申請があった件（同七八二）　四
〔官庁報告〕
公聴会
つくばヘリポートの設置に関する公聴会（東京航空局）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
警察共済組合定款の一部変更、独立行政法人製品評価技術基盤機構令和三事業年度財務諸表、令和三年度地方職員共済組合決算の要旨、地方公務員共済組合連合会関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八

省令

○文部科学省令第二十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第三条の二第一項第七号、第五条の二第二項、別表第一備考第一号、別表第二及び別表第二の二の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十八日

文部科学大臣　末松　信介